

第3章 計画の推進

I 各主体の連携

本計画の推進に当たっては、障がいや障がいのある人についての理解を深めるとともに、行政のみで推進することは困難であることから、障がいのある人、地域、学校、団体、企業等がそれぞれが互いに連携・協力し、一体となって取り組む必要があります。

II 全庁的な推進体制の整備

計画の着実な推進を図るため、障害福祉課を中心として、保健、医療、福祉、教育、就労、生活環境等に関連部局の連携を一層強化するとともに、一体となった施策を推進します。

III 計画の進行管理及び評価

1 実施状況の把握及び附属機関への報告

旭川市社会福祉審議会等において計画の進捗状況についての審議を実施します。

2 指標の設定

障がい者計画において設定した目標の進捗状況を測るための目安として指標を設定します。

障がい者計画は、理念的な要素が強いことから、定量的な実績や事業量からその進捗を測ることは難しいと考えます。

そのため、5次計画においては、重点施策と位置付けた施策に関連し、また、他の事業との関連が強いと考えられるものを指標とし、目標値を設けます。

指標	障がいのある人に対する市民の理解について「かなり深まったと思う」又は「ある程度深まったと思う」と感じている障がいのある人の割合
現状値 (令和7年障害のある人向けアンケート結果)	(1) 身体障がいのある人：30.3% (2) 知的障がいのある人：22.2% (3) 精神障がいのある人：16.0%
目標値	(1) 身体障がいのある人：30.3% 以上 (2) 知的障がいのある人：22.2% 以上 (3) 精神障がいのある人：16.0% 以上
目標値の考え方	前回調査時の割合以上となるよう設定したもの。

IV 情報の公表

計画の進捗状況については、市のホームページ等で公表します。